

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数，平均年齢，平均給与等及び民間従業員データ

区 分	市技能労務職			民間同業種（千葉県）		
	職員数	平均年齢	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	27	53.4歳	282,938円	-	-	-
用務員	20	52.6歳	269,713円	その他サービス業	49.0歳	288,400円
運転手	6	51.7歳	320,678円	自動車運転手	44.3歳	322,700円
その他	1	56.0歳	313,785円	-	-	-

(2) 年齢別職員数

区 分	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳
	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳
全 体	1人	2人	6人	11人	7人
用務員	1人	1人	4人	10人	4人
運転手	-	1人	2人	1人	2人
その他	-	-	-	-	1人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

一般職給料表の3級までを適用

イ 手当

扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末・勤勉手当を，それぞれ該当者に支給。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に，前1年間における勤務成績に応じて，4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成7年度以降、新規採用は行っていない。また、今後の取扱いとしては、平成18年度に策定した定員管理適正化計画に基づき、平成22年度まで定年退職者不補充とする。

給与面に関しては、一般行政職と未分離ではあるが、給料表の3級までしか適用しておらず、今後も同様とする。

3 具体的な取組内容

平成18年度に学校給食センターの完全民間委託を実施しており、他の業務についても、民間委託の拡充について、今後検討を行う。